

KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2019 年度春期】税法科目免除 VOL.5



河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイダンス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・金田チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にしてください！



KALS チュートリアル通信 税法

検索

税法免除について

税法免除を受けるために大学院を目指すものの、必ず免除を受けることができるだろうか…？教授や大学院によっては免除が受けられないのではないだろうか…？などの不安をお持ちの方もいらっしゃるようです。今回は、税法免除を受けるための要件を確認していきます。

● 研究認定の基準

① 「税法の単位を 4 単位以上修得」

通常、大学院修了には 30 単位程度の取得が必要ですが、そのうち税法の単位が 4 単位以上必要です。指導教授の税法の講義を前期・後期ともに 2 コマずつ取れば年間で 8 単位程度にはなりますので、特に心配することはありません。



② 「研究の成果が税法に関するものであること」

せっかくの修士論文の内容が認定の対象外では意味がありませんね。

対象になる税法の範囲は、以下のものです。

(イ)税理士試験科目に属する税法及びそれ以外の租税に関する法律

(ロ)外国との租税に関する協定を扱う科目（租税条約など）

(ハ)その他、これらに類する科目（租税法など）

従来財政学も認められていましたが、今は認められないようです。また、税に関する制度研究も対象になりませんのでご注意ください。タイトルからも税法の研究であることが明確になるものにしましょう。

● 申請の手続き

免除申請の時に国税審議会にいくつかの書類を提出しなければいけません。実際にはその時になって確認いただければ問題ありませんが、事前に準備することで将来楽になる部分もありますので、いくつかご紹介しておきます。

(1) 「成績証明書」＝シラバスの保存

この証明書で、税法科目の取得単位数の認定をします。講義が税法に関するものであるかどうかのわかりにくい場合は、追加で資料の提出を求められることがあります。履修登録時にもらう「履修要項」などが必要になりますので、大事に保存しておきましょう。通常、シラバスは、各大学院のホームページから見るので、それを印刷して保存しておくことがおすすめです。また、臨時開講などの授業を取る際には、掲示されたシラバスの写真を撮ったり、使用したテキストなどについてメモしておきましょう。

(2) 「学位論文の写し」＝参考文献リスト

修士論文には、「参考文献リスト」を添付するようにしてください。修士論文の認定について参考文献リストを必要としない学校もあります。時間が経ってから作成し直すのは大変な手間になりますので、はじめから作成するようにしましょう。

(3) 「指導教授の証明書」＝良好な関係

提出する論文が修士論文と同じものであることを証明するため指導教授にサインをいただくことになります。大学院を修了しても、快くサインをいただけるように良好な関係を維持するようにしてください。

詳しくは、国税庁のホームページにまとめられています。是非一度、確認しておいてください。

「改正税理士法の『学位による試験科目免除』制度の Q&A」

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/kaisei-qa/menu.htm>

大学院でどんなところ？

皆さんが目指す大学院はどんなところでしょうか？

大学院によって違うかもしれませんが、私が進学した大学院についてご紹介してみます。

● 授業

平日の授業は、9:00 から 21:40 まで(1～7 限)の 7 コマ、土曜日は 9:00 から 20:00 まで(6 限)の 6 コマの設定がありました。そのうちとっているのは、平日に 4 コマ程度、土曜日に 1～2 コマ程度の授業です。同じ学校の社会人学生の方は平日 2 日 2～3 コマ、土曜には 3～4 コマを履修しているそうです！またこの時間割で、1 年次に必要な単位はほぼ取得でき、2 年次はゼミのみとなります。しかし、専攻によっては、一年で履修できる単位数が制限されています。

単位取得は 8 割以上の出席とレポートの提出でした。出席については、仕事帰りで遅刻をする方も多かったので、遅刻・欠席は事前に連絡をしていれば、寛容な先生が多いかと思います。

● 施設

私の学校には**研究室**があって、非社会人学生の研究室は一人一人に机が割り当てられています。社会人学生の研究室は、このように机が割り当てられているわけではありませんが、空いている机は自由に使ってよく、ロッカーは一人一人に割り当てられていて自由に使うことができます！ロッカーの中に教科書などの荷物を詰め込んで、授業のある日には、ほぼ手ぶらで来ることができます。

図書館には税法の資料がたくさんあります。主には図書館で、閉館時間(22 時)まで、レポートの作成や論文のコピーなどをしていました。

● ゼミ・TAなど

大学と違って、サークル活動などはありません。ただし、大学生が所属するサークルや愛好会に参加することは可能です（私は猫愛好会に入りました笑）。ゼミはありますが、私は同じ専攻の人が誰もいないので、夜間の専攻にいる社会人学生の方と同じゼミに所属しています。実務について教わったり、税理士試験についてアドバイスをくれたりとたっっっっくさんお世話になっています。非社会人の方は社会人の方々と仲良くすることを本当にオススメします。

また私の学校の場合、非社会人学生は TA（ティーチング・アシスタント）として学内でアルバイトをすることができます。主な仕事内容は、学部生の出席管理、試験の採点、学部生のレジュメの添削などです。かなり時給が良いので、私だけでなく、友人や先輩もこの TA のアルバイトをしています。

終わりに

税理士試験を受験した方お疲れ様でした！出来はどうでしたか？？

気づけば、もう8月…！！大学院入試も近づいてきました！研究計画書は順調でしょうか？

税理士試験を終えたばかりなので、かなり疲れているとは思いますが、秋入試を受ける方は、少し体を休めてから、院試対策を再度行うようにしてください。特に研究計画書の作成は短期間でできるものではないので、少なくとも第1稿は8月中旬に書き終えるようにすることをお勧めします。

暑い日が続いていますが、熱中症にならないよう、こまめに水分を取って頑張りましょう！

